

(2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要。）

6. 業務の背景

ウガンダ北部地域は1980年代から20年以上続いた内戦により社会・経済インフラが破壊され、200万人とも言われる国内避難民(IDP)が生じた。2006年の和平交渉開始により、国内における武力衝突が減少し治安が改善したため、2008年頃からIDPの帰還が本格化した。南スーダン国との国境に接し、紛争の影響を特に大きく受けたアチョリ地域においても、2010年時点で、統計上IDPの9割近くが帰還したとされている。ただし、同地域に帰還した人々は、IDPキャンプ時に実施されていた緊急人道援助がなくなり、厳しい生活環境に直面している。

一方、アチョリ地域の地方政府・行政については、県、郡、パリッシュ、村といった地方政府としての体制を一定程度整えているものの、人員配置率は極めて低く、開発予算は不足しており、帰還した住民のニーズを的確に把握し、必要な生活基盤や社会サービスを提供できる能力も不足している。帰還して生活を確立しようとしている人々に対し、人道緊急支援に代わって、人々に公共サービスを提供すべき地方行政機関がタイムリーに対応できなければ、人々の政府に対する不信感・不満が増幅する懸念がある。

この改善のため、ウガンダ政府は、2007年に北部平和復興開発計画(PRDP)を策定し、ドナー(EU, UNDP等)の資金支援等を得て、主に道路・給水・教育・保健セクターの開発資金を北部へ重点的に配分している。また、地方行政機関によるコミュニティのニーズを捉えた開発計画策定のため、2014年に開発計画策定ガイドラインを改訂した。しかし、アチョリ地域ではコミュニティのニーズが大きいものの、地方行政機関の体制・能力は弱く、開発計画の策定及び事業実施機能は十分なものとなっていない。

JICAは、アチョリ地域の中でも特に紛争影響を強く受けたアムル県を対象に、「JICA北部地域復興支援プログラム」の下、2009年から「アムル県国内避難民帰還促進のためのコミュニティ開発計画策定支援プロジェクト」及び「アムル県総合計画策定支援プロジェクト」を実施し、パイロット事業を通じてIDPの帰還を促進するための緊急的なニーズに対応しつつ、地域の開発の方向性を示してきた。

こうした状況を踏まえ、ウガンダ政府はアチョリ地域の地方行政官(県、郡、パリッシュ、村)の開発事業計画策定・実施能力向上を目的として技術協力プロジェクトを要請した。これを受け、JICAは地方自治省をカウンターパート(C/P)として、「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」(以下、プロジェクト)を2011年11月から2015年11月まで4年間の予定で開始した。同プロジェクトでは、アチョリ地域の7県(主要対象は、アムル県、ヌオヤ県、キトゥグム県、パデルル県の4県：以下、重点対象4県)の地方行政官のコミュニティ開発計画策定・事業実施能力を向上させ、帰還民に対する安定的な生活環境・社会サービスを提供できる実施体制作りを目指している。

なお、中央レベルでは地方自治省がC/P機関となるが、実質的に能力強化の対象とするのはアチョリ地域の地方行政官(特に県の計画担当官やコミュニティ開発担当官、給水担当官、郡のコミュニティ開発担当官(CDO)等となる。JICA側の人員としては、チーフアドバイザー、業務調整、地方行政能力強化の長期専門家と多数の短期専門家を派遣している(参考資料：専門家派遣一覧参照)。

調達および削井施工監理分野では、コミュニティ・インフラ能力強化短期専門家、削井施工監理能力強化短期専門家が、第1回目パイロット事業(2013年1月～12月)及び第2回目パイロットプロジェクト事業(2014年1月～12月)を通して主に重点対象4県の給水担当官等に対して施工監理にかかわる指導を行った。また、調達・施工監理能力強化専門家及び調達能力強化専門家は、2014年に実施したパイロット事業実施及び2015年1月から実施予定のパイロット事業実施のために、主に調達プロセスや手続きの改善、入札図書の改善のための支援を重点対象4県の調達担当及び給水担当官(エンジニア)に対して行っており、本

専門家はこれらの専門家の業務を引き継ぎ、2015年1月から実施予定のパイロット事業を通して調達及び施工監理にかかわる指導を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は重点対象4県の給水担当官（エンジニア）を中心に、井戸掘削事業実施能力を強化するための指導を行うことを目的とする。特に、県のコミュニティ開発事業実施能力強化を目的とする第3回目のパイロット事業の実施支援を通じたOJTによる指導が主な内容となる。また、本プロジェクト期間内でのパイロット事業は第3回目（2015年1月からを予定）が最後となり、重点対象4県での経験を同4県の関係者とともにも他の3県の関係者と共有することも本専門家の業務内容となる。なお、パイロット事業は重点対象4県の小規模給水施設建設（井戸掘削）であり、重点対象県ごとに8基の井戸掘削を予定、4県において合計32基の井戸掘削を予定している。パイロット事業は各県との合意を結んだ後、プロジェクト資金を各県に投入し、県が事業実施を行うものであり、県による業者調達、施工監理に対して本プロジェクトが技術支援をするものである。

本業務従事者は他のプロジェクト専門家と連携しつつ、県の給水担当官（エンジニア）と調達担当官を指導しながら重点対象4県のパイロット事業の業者調達を完了し、事業計画を改善する。また、パイロット事業実施（井戸掘削）を通して県の給水担当官（エンジニア）や現場施工監理担当者（サイトスーパーバイザー）が行う施工監理にかかわるOJT（On-the-Job-Training）方式による指導を行う。

具体的業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2015年2月上旬）

- ア アチョリ地域の先行JICA調査資料及びプロジェクト作成資料から業務に必要な情報を収集し、分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- イ ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出し、説明する。

（2）現地派遣期間（2015年2月上旬から7月下旬 168日間）

- ア C/P及びJICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクトのチーフアドバイザー等にワークプランを提出・説明し、業務内容を確認する。
- イ 重点対象4県において実施した第1回目、第2回目のパイロット事業（主に調達監理、契約監理、施工監理）をレビューし、且つ県の給水担当官（エンジニア）や現場施工監理担当者（サイトスーパーバイザー）、調達担当官の能力を把握し、課題を理解する。また、調達関連資料（入札図書、契約書類）を確認し、技術的観点から必要な指導を行う。
- ウ 建設業者の施工計画や品質管理計画、事業の準備作業を県の給水担当官（エンジニア）とともに確認し、必要な指導を行う。
- エ 重点対象4県において、パイロット事業実施の施工監理を県の給水担当（エンジニア）とともに実施し、既に作成されている施工監理チェックリスト（Supervision Template）を活用し、技術的な観点から県の給水担当官（エンジニア）及び現場施工監理担当者（サイトスーパーバイザー）に対してOJT方式にて削井施工監理にかかわる指導を実施する。
- オ 建設業者が行う事業の進捗を県の給水担当官（エンジニア）とともにモニタリングし、施工計画が適切に遂行されるよう進捗管理のための指導を行う。
- カ 工事完了後は、各県の給水担当官（エンジニア）とともに検査を行い、必要な指導を給水担当官（エンジニア）等に行う。
- キ 井戸掘削に係るパイロット事業（第1回目、第2回目、今回実施する第3回目）の経験と

教訓を取りまとめ、重点対象4県におけるコミュニティ・インフラ事業実施にかかわる改善案を作成し、プロジェクトと各県に対して提言を行う。

- ク ワークショップ等を通して、重点対象4県の給水担当官や調達担当官とともに、重点対象4県での経験と教訓を他の3県（アガゴ県、ラムオ県、グル県）の関係者と共有する。
- ケ 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/PおよびJICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクトのチーフアドバイザー等に提出する。

（3）帰国後整理期間：（2015年7月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部へ提出及び報告を行う。

8. 成果品

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）ワークプラン

和文4部（JICA社会基盤・平和構築部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクトチーフアドバイザー）

英文9部（C/P5部、JICA社会基盤・平和構築部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクトチーフアドバイザー）

（2）現地業務結果報告書（業務終了時）

英文9部（C/P5部、JICA社会基盤・平和構築部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクトチーフアドバイザー）

（3）専門家業務完了報告書

和文4部（JICA社会基盤・平和構築部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクトチーフアドバイザー）

上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データを提出すること。

また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン（2014年4月）」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。また留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料は契約に含みます（見積書に計上してください）。

航空経路は成田/羽田→ドーハ→エンテベ→ドーハ→成田/羽田、または成田/羽田→ドバイ→エンテベ→ドバイ→成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程/執務環境

1) 現地業務日程：派遣期間は2015年2月7日～7月23日を予定しています。

2) 現地での業務体制

以下4名の長期・短期専門家が本プロジェクトに従事しています。

- ① チーフアドバイザー（長期）
- ② 業務調整（長期）
- ③ 地方行政強化（長期）
- ④ 生計向上専門家（短期）

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じ調整します。
- ⑥ 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本件に係る以下の資料は、JICA社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室（Tel.03-5226-6947）にお問い合わせ下さい。

- ・ウガンダ国アチヨリ地域コミュニティ開発計画作成能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・同中間レビュー調査報告書
- ・専門家報告書等
- ・専門家派遣一覧

また、本業務に関する以下の資料が、下記の当機構ウェブサイト及び同ページ内リンクで公開されています。

「アチヨリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」
(<http://www.jica.go.jp/project/uganda/001/>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとします。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ありません。

以上